

佐賀県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥 栖線	神崎市神崎町城原字山崎一三三四番 一地先から 神崎市神崎町城原字熊谷一四八四番 一地先まで 神崎市神崎町志波屋字二本松一六八 三番二地先から 神崎市神崎町志波屋字二本松一五五 六番一地先まで	平成二三・一二・九